

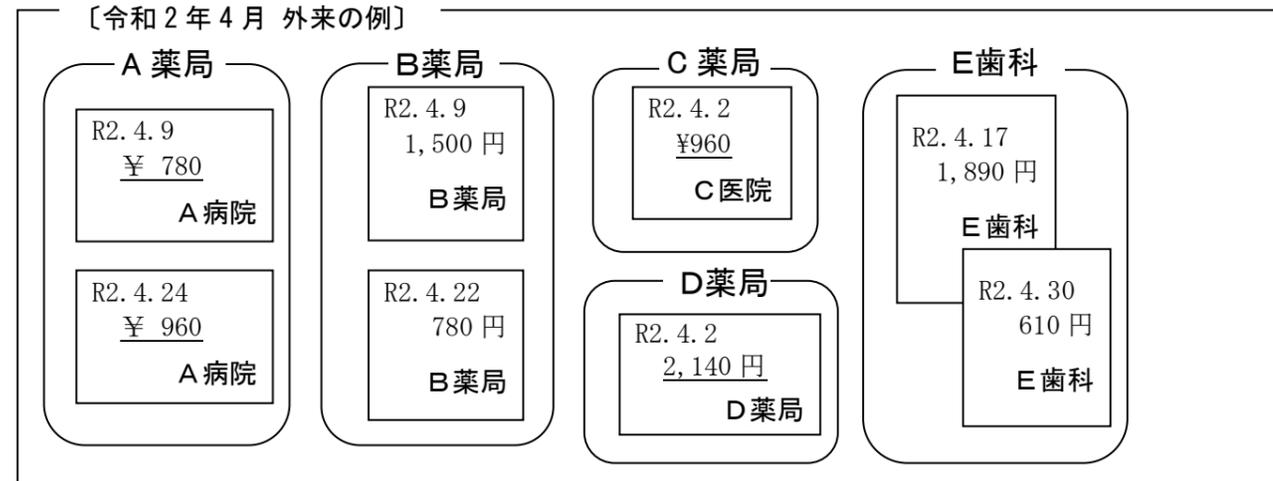
1. 給付額について

(入院・外来ごとの1カ月の合計額 - 2,000) × 0.6 = 給付額

受診者ごと、入院・外来ごと、受診年月ごとの合計額から 2,000 円を控除した額の 6 割を給付します。ただし、給付額には上限があります。「2. 給付限度額について」をご覧ください。

〔給付額の計算例〕 ※同じ月の受診分を、医療機関に関係なく合計します。

(ただし、入院と外来は別々に計算)



A 病院 + B 薬局 + C 医院 + D 薬局 + E 歯科 = 9,620 円

$(9,620 - 2,000) \times 0.6 = \underline{4,572 \text{ 円}}$ … 給付額

2. 給付限度額について

- (1) **70 歳未満 (月額) 入院 45,000 円 外来 45,000 円 ※4 回目以降 25,000 円**
※受診月から遡って1年間に給付限度額の給付が3回あった場合、4回目以降の給付限度額は25,000円となります。

〔70 歳未満 入院 自己負担額が 80,000 円の例〕

$(80,000 - 2,000) \times 0.6 = 46,800 \text{ 円} \rightarrow \underline{45,000 \text{ 円}}$ … 給付額

- (2) **70 歳以上 (月額) 入院 25,000 円 外来 6,000 円**

70 歳以上の給付限度額は、1 日生まれの方は 70 歳の誕生日月から、2 日から 31 日生まれの方は誕生月の翌月から適用します。

3. 給付対象外について

退教互からの給付対象は医療保険適用分のみです。

医療保険適用外の診療分と介護保険適用分は給付対象になりません。

〔医療保険適用外の例〕

- ・自費診療・健康診断・人間ドック・インフルエンザ等の予防接種
- ・文書料 (診断書等)・保険のきかない鍼灸マッサージ
- ・容器代・サポーター代・歯ブラシ代・補聴器代
- ・入院に関する諸費用 (入院時食事療養費、生活療養費、室料差額、寝具代、その他雑費)
- ・車代・検査食代・特殊材料費・院内売店の販売品
- ・売薬 (医師の処方箋以外の薬)
- ・開業医の紹介なしで 200 床以上の病院へかかった時の初診料

〔介護保険適用分の例〕

- ・デイケア施設利用料等

4. 領収書について

- (1) 受診者氏名、受診年月、医療保険内の自己負担額がわかる領収書をお願いします。
- (2) レシートは、受診者氏名・医療保険内の自己負担額を確認できないため受付はできませんので、レシート以外の領収書の発行をお願いしてください。
- (3) 領収書のコピーでも受付しますが、重複申請のないようにしてください。
※領収書は返却できませんので、確定申告等で必要な方は、領収書のコピーを添付するようにお願いします。
- (4) 「領収書」と一緒に「診療明細書」(診療内容・薬名等が書かれている書類)が発行されている場合、「領収書」に保険診療による自己負担額が明記されているときは「領収書」のみを添付して、「診療明細書」の添付は不要です。

5. 送金について

毎月 5 日までに受付した申請分は、翌月 25 日に送金となります。6 日以降の受付は、翌々月の 25 日に送金となります。ただし、5 日が休日 (閉局日) の場合は、翌開局日で締切ります。また、25 日が休日の場合は、翌営業日に送金します。

※退教互から送金通知を発行していませんので、通帳で入金をご確認ください

○お問い合わせ、ご連絡の際は「組合員番号」をお知らせください。
組合員番号は封筒の宛名の右下に記載されています。

一般財団法人 長野県退職教職員互助組合

〒380-0846 長野市旭町1098

TEL (026) 232-5331・234-5067

FAX (026) 237-5020

ホームページ <http://taikyogo.org>